

様式第7（第3条関係）

煙火の消費に係る警備計画書

花火大会を実施するにあたり、煙火の消費に係る災害の発生又は拡大を防止するため、警備の内容を次のとおり定めます。

年 月 日

花火大会実行委員会  
(代表者)

記

- 1 花火大会の当日は大会本部を設け、消費現場と無線等により、緊密な連絡を図り、警備計画を推進する。また、大会本部の位置は付近の見取図のとおりです。
- 2 火災の発生に対する消火活動及び負傷者の発生に対する救急活動等は、あらかじめ依頼をした次の消防署が行い、消防車等の配置は、付近の見取図のとおりです。当該消防署の警備本部は、危険区域外の安全な場所に設置します。

署所名	管轄する区域	消防車	救急車	備考
		台	台	
		台	台	
		台	台	
合計		台	台	

- 3 花火大会の開催に伴い、煙火の災害防止、雑踏警備、交通整理等は、次の警察署に依頼して行います。また、当該警察署の本部は、危険区域外の安全な場所に設置します。

[ ]

- 4 煙火の打揚等、火薬類の取扱いは、業務委託契約に基づく打揚業者が行い、当該業者は別添煙火の消費に係る作業内容書の定めるところに従い、その責任と権限により安全な作業を行います。この場合、次の作業を大会本部は確認します。
  - (1) 煙火取扱従事者の無届け、酒気帯び、その他煙火取扱従事者に係る必要な事項
  - (2) 煙火置場、打揚筒及び仕掛煙火の設置場所の位置、構造並びに固定方法
  - (3) 煙火置場に搬入した煙火の種類及び数量（許可の範囲）
  - (4) 不発煙火の回収措置
- 5 災害の発生防止対策
  - (1) 煙火の消費に際して通路、人の集合する場所、建物等に対して取るべき安全な距離等は、別添煙火消費計画書のとおりです。

- (2) 火災の発生を防止するため、そのおそれのある区域の除草等、可燃物の撤去を行い、花火大会の当日には十分な散水を行います。
- (3) 風速10m以上の強風、火災警報の発令時又は降雨によりシート等に水溜りができ煙火に対する安全性の確認ができないとき、その他の天候上の理由により危険の発生するおそれがある場合は、煙火の消費を中止します。
- (4) 煙火の消費に際し、設ける危険区域は別添煙火消費計画書のとおりとし、関係人以外の者の立ち入らない措置を次のように講じます。
- ア 危険区域を明示するため、昼間は「柵」及び「縄張り」をし、「危険区域」及び「立入禁止」の警戒札を掲げる。夜間は柵及び縄張りに取り付けた「赤色燈火」を点燈します。また、当該設置計画は、付近の見取図のとおりです。
- イ 道路と危険区域が交差する地点、危険区域に通じる道路への侵入地点等の道路の適切な地点及び道路以外の危険区域内に侵入することのできる箇所にアの措置を講じ、1か所2人1組以上の警戒員を配置します。また、当該配置計画は、付近の見取図のとおりです。
- ウ 警戒措置は、消費場所内に煙火を搬入した時から危険区域内への立ち入りを制限し、アの措置を講じます。また、煙火の消費時間にはイの措置を講じて、関係人以外の者が当該区域内にいないことを確認します。
- エ 煙火の消費中に危険区域内に関係人以外の者の立ち入りがある場合は、煙火の消費を一時中断して立入禁止の措置を改善し、安全を確認してから消費を再開します。
- (5) 不発煙火の回収措置ができない旨、統括責任者から報告があったときは、警察、消防及び許可行政庁に届出をして広報等の措置を要請します。また、あらかじめ会場のアナウンス、プログラム等により不発玉のがんろう防止等について啓発します。
- 6 災害の発生した時の措置
- 火災の発生又は爆発による負傷者の発生時には、次に定める消火又は緊急活動を行います。
- (1) 大会本部は全消費作業を中断させ、応急措置及び火薬類の安全措置を講じたうえで現状変更の禁止措置を取ります。
- (2) 警察官に事故の届出をし、許可行政庁に通報します。
- (3) 事故の発生原因が不明で再開によって再度同種事故の発生が予想されるとき又は事故の原因となった状況が他の業者にも明らかに存在し、同種事故の発生するおそれが極めて大きいとき等、事故の再発するおそれがある場合は、煙火の全部又は一部の消費を中止させる等、適切な措置を取り、その他の場合は、警察官及び許可行政庁と協議して再開の決定をします。
- 7 警備は、不発煙火の回収終了をもって解除します。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。